

いつでも どこでも だれでも
スポーツのある暮らし



北市川スポーツクラブ

設 立 総 会

平成29年1月28日（土）

午前10時00分 開会

千葉県立特別支援学校市川大野高等学園 体育館

北市川スポーツクラブ設立総会

次 第

1 開会宣言

2 主催者挨拶

3 来賓挨拶

4 来賓紹介

5 議事

(1) 議案第1号 北市川スポーツクラブ規約(案)について

(2) 議案第2号 北市川スポーツクラブ役員選任(案)について

(3) 議案第3号 プレオープン事業報告及び会計報告について

(4) 議案第4号 平成28年度事業計画(案)について

(5) 議案第5号 平成28年度予算(案)について

6 その他

7 閉会宣言

●北市川スポーツクラブロゴマーク及びキャッチフレーズ

いつでも どこでも **だ**れでも
スポーツのある暮らし



【コンセプト】

北市川スポーツクラブの英語表記（North Ichikawa Sports Club）の頭文字4文字「NISC」を表記し、5本のアーチについては、北市川スポーツクラブの基軸となる5種類のスポーツ種目である、テニス・サッカー・ラグビー・フットベースボール・ウォーキングを例えました。

また、Ichikawaの「I」の上にボールをイメージした球体をデザインすることにより、躍動感を表現しました。

議案第1号

北市川スポーツクラブ規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 当クラブは、北市川スポーツクラブ（略称：NISC(North Ichikawa Sports Club)以下「クラブ」という）と称し、主たる事務局を市川市内に置く。

（目的）

第2条 クラブは、地域住民の健康や体力の保持増進、競技力向上を目指し、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの場を提供し、地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）各種スポーツ教室の定期的な活動
- （2）地域コミュニティ事業ならびに地域スポーツ事業への参画
- （3）各種イベントなどの開催
- （4）各種研修会などの開催ならびに研修会などへの参加
- （5）その他クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

（会員の種類）

第4条 当クラブの会員は、会員と賛助会員（以下「会員」という）の2種類とする。

2 賛助会員とは、クラブの目的に賛同し、賛助会費によりクラブを支援する者をいう。

（会員の資格）

第5条 クラブに入会できる者は次のとおりとする。

- （1）クラブの目的に賛同し、活動に参加及び支援する者
 - （2）心身共に健康で、参加者同士相互にスポーツを楽しむ事ができる者
 - （3）未成年者の者については、保護者が承諾した者
 - （4）公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する者
 - （5）クラブの諸規定を遵守する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、入会する事ができない。
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）
 - （2）暴力団員等が実質的に運営を支配、又は、運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(入会)

第6条 クラブに入会を希望する者は、別に定める所定の手続きを行うものとする。
また、入会后、入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届出なければならない。

(会費の納入)

第7条 前条の規定により、クラブの会員となった者は、別に定める会費及び手数料などをクラブに納入しなければならない。

(更新手続き)

第8条 会員は、所定の期日までに会員更新の手続きを行わなければならない。
手続きを行わない場合は、会員の資格を喪失するものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、クラブは、運営委員会の承認を得て除名することができる。ただし、必要に応じてその会員に対し弁明の機会を与えることができる。

(1) 法令に違反したとき

(2) クラブの規約に違反したとき

(3) クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反したとき

(4) 本規約第5条2項各号に該当する者

(5) その他、運営委員会が会員として相応しくないと判断したとき

(会費などの不返還)

第10条 既納の会費などは、原則として返還しない。

第3章 組織

(組織)

第11条 クラブは、会員、役員、運営委員、指導者によって構成する。

第4章 役員

(役員)

第12条 クラブは、次の役員を置くものとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 2名

(4) 監事 2名

(5) 部長 若干名

2 クラブは、必要に応じクラブマネージャーを置くことができる。

(役員の選出)

第13条 前条に定める役員は、クラブの運営委員会が選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、それを補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第15条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 会計は、クラブの会計事務を処理する
- (4) 監事は、クラブの会計及び事務を監査する
- (5) 専門部長は、各部を統括し、円滑なクラブ運営及び普及に尽力する
- (6) クラブマネージャーは、クラブの事務など運営全般をマネジメントする

(役員の解任)

第16条 役員が本規約第9条各号及び、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、クラブは、運営委員会の承認を得て解任することができる。ただし、必要に応じてその役員に対し弁明の機会を与えることができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに耐えられないとき

第5章 会議

(会議の種別)

第17条 会議は、総会、運営委員会、部会とする。

(総会)

第18条 総会は会員、役員、運営委員をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に召集することが出来る。

3 総会の議長は、会長があたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 役員の承認
- (5) その他、会長が必要と認めたクラブの重要事項

5 総会の議決は、総会出席者（書面により事前に意思表示のあった者は出席者とする）の過半数により議決する。ただし、同数の場合は、議長がこれを決定する。
（運営委員会）

第19条 運営委員会は、役員及び運営委員で構成し、委員長は会長の職にある者、副委員長は副会長の職にある者があたる。

2 運営委員会は、定期的に委員長が召集し、次の事項について審議する。

- (1) クラブ運営に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算の作成
- (3) 事業計画及び収支予算の作成
- (4) 要項などの制定及び改廃
- (5) 役員の選出
- (6) その他、クラブ運営に必要な事項

3 運営委員会は、必要に応じ別に定める部会を置くことができる。

第6章 会計

（資金の構成）

第20条 クラブの運営資金は、次のとおりとする。

- (1) 会員の会費及び手数料
- (2) 事業などによる収入
- (3) 地方公共団体及び財団などからの補助金
- (4) 寄付金及び協賛金
- (5) その他の収入

（資金の管理）

第21条 クラブの運営資金は、会長管轄のもと、会計が管理する。

（会計年度）

第22条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了し、年度終了後、監事の監査を受け、総会において収支決算報告をする。

第7章 自己の責任

（自己の責任）

第23条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブ規約及び要項、施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに背理し事故が発生した場合には、クラブ及び指導者などに対し一切の損害賠償請求など異議申し立てをしないものとする。

第8章 規約の改廃

第24条 本規約の改廃は、第17条に基づき、総会の議決を経なければならない。

第9章 補則

第25条 クラブは、その活動中のやむ負えない事故や傷害については、第4条に定めるスポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第26条 本規約に定めるものの他、クラブの円滑な運営上必要な事項は、運営委員会の決議により定めるものとする。

附則

- 1 本規約は、平成29年1月28日から施行する。
- 2 クラブ設立当初の役員の任期は、本規約14条の規定にかかわらず、平成29年1月28日から平成31年3月31日までとする。

北市川スポーツクラブ入会手続きに関する要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第6条の規定に基づき、入会手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（入会手続方法）

第2条 クラブに入会を希望する、規約第5条の要件を満たす者は、次のいずれかの入会手続きを行うものとする。

- （1）クラブホームページより WEB からの入会手続き後、クレジット決済もしくは、ゆうちょ銀行指定口座^{※1}へ、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入^{※2}。
- （2）入会申込書^{※3}に必要事項を記載し、FAX にて申請後、ゆうちょ銀行指定口座へ、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。
- （3）入会申込書に必要事項を記載してクラブハウスへ提出し、ゆうちょ銀行払込取扱票を受取り、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。

※1. ①ゆうちょ銀行からの場合 口座番号 00140-8-451008

②他の金融機関からの場合 口座番号 〇一九(店)2(当座)0451008

※2. 払込手数料は納入者が負担するものとする。

※3. 入会申込書は、クラブホームページ (<http://nisc.jp>) よりダウンロードもしくは、クラブハウスにて配布。

（その他）

第3条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。

北市川スポーツクラブ会費及び手数料などに関する要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第7条の規定に基づき、会費及び手数料などに関し必要な事項を定めるものとする。

（会費）

第2条 会員及び賛助会員（以下「会員」という）は、次に掲げる金額をクラブに納入しなければならない。

（1）会員

区分		会費の額
小学生以下	1人	600円／月（年額 7,200円）
中学生以上	1人	1,100円／月（年額13,200円）

（2）賛助会員

1口 30,000円

2 会員の会費の納入は、納入月から翌年3月までの年払い、または半年払いのいずれかとする。

3 賛助会員の会費の納入は、年払いのみとする。なお、複数口の納入も可能とする。

（手数料）

第3条 会員は、登録や更新の際、次に掲げる手数料をクラブに納入しなければならない。ただし、賛助会員はこれを不要とする。

（1）登録手数料 1,000円

（2）更新手数料 1,000円

（その他）

第4条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。

北市川スポーツクラブ部会に関する要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第19条の規定に基づき、部会に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 部会は、次のとおりとし、クラブの具体的な運営や事業を計画し、実施する。

- （1）総務部
- （2）事業部

（部会の構成）

第3条 各部会は、部長1名、副部長若干名及び部員をもって構成する。

（部会の職務）

第4条 部会の職務は次のとおりとする。

- （1）総務部は、会員管理、経理事務、財産管理、渉外、ホームページの管理、PR活動、ポスターの作成などを行う
- （2）事業部は、クラブの事業計画、種目やプログラムの選定、イベントの立案、各教室の開催、指導者の育成や発掘、物品の管理などを行う

（その他）

第5条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。

議案第2号

北市川スポーツクラブ 役員（案）

役 職	氏 名
会 長	まつ 村 たい へい 松 村 泰 平
副会長	あ わ じ ひろし 淡 路 洋
副会長	にし 村 そういちろう 西 村 宗一郎
会 計	いし かわ とも み 石 川 友 美
会 計	こう らい ち よ 高 来 千 代
監 事	しん ぼ こう ぞう 新 保 好 三
監 事	うえ くさ かず え 植 草 和 栄
総務部長	おおぎ だ まさ とし 扇 田 昌 利
事業部長	とり い ひで あき 鳥 居 英 彰
クラブマネージャー	おおぎ だ まさ とし 扇 田 昌 利

プレオープン事業報告

1. 教室

教室名	参加人数	回数	開催日			会場	備考
			月	日	曜日		
テニス教室	104	5	9	25	日	市川大野高等学園テニスコート	9/11、10/9 雨天中止
			10	23	日		
			11	27	日		
			12	4	日		
ソフトテニス教室	117	5	12	11	日	市川大野高等学園テニスコート	9/11、10/9 雨天中止
			9	25	日		
			10	23	日		
			11	27	日		
サッカー教室	60	4	12	4	日	北市川フットボールフィールド	
			12	11	日		
			10	10	祝		
			11	5	土		
ラグビー教室	31	6	12	17	土	北方多目的広場	11/19 雨天中止
			1	8	日		
			9	17	土		
			10	1	土		
フットベースボール教室	4	6	10	15	土	北方多目的広場	11/19 雨天中止
			11	5	土		
			12	3	土		
			1	21	土		
ウォーキング教室	62	9	9	22	木	市内北東部周辺	9/8 雨天中止
			10	13	木		
			10	27	木		
			11	10	木		
			11	24	木		
			12	8	木		
			12	22	木		
合計	378	35	1	12	木		
			1	26	木		

2. 会議

会議名	人数	回数	会場
設立準備委員会	396	31	平成27年7月8日(水)第1回設立準備委員会開催。 その後、毎月2回開催。
			大野公民館

プレオープン活動風景



プレオープン会計報告

収入の部

単位：円

科目	金額	備考
登録手数料	120,000	1,000 円* 120 名
保険料	148,450	スポーツ安全保険料
中学生以下	49,600	800 円* 62 名
高校生～64歳	83,250	1,850 円* 45 名
65歳以上	15,600	1,200 円* 13 名
補助金	100,000	千葉県スポーツ振興基金助成金
その他収入	300,000	一時借入金
合 計	668,450	

支出の部

単位：円

科目	金額	備考
会場使用料	21,600	北市川フットボールフィールド使用料 4回分
消耗品費	52,569	クラブ印、クラブ封筒、救急セット等
通信費	53,884	切手、ハガキ
広告宣伝費	216,300	ホームページ作成料、ホームページサーバーリース料
保険料	153,690	スポーツ安全保険料、クラブ賠償保険料
振込手数料	8,193	
	506,236	

単位：円

収入済額	支出済額	残額
668,450	506,236	162,214

残額 162,214 円については、28年度へ繰り越します。

平成28年度 事業計画(案)

1. 教室

教室名	月	日	曜日	時間	会場
テニス教室	1	29	日	10:00～12:00	市川大野高等学園テニスコート
	2	5	日		
		19	日		
	3	19	日		
ソフトテニス教室	1	29	日	13:00～15:00	市川大野高等学園テニスコート
	2	5	日		
		19	日		
	3	19	日		
サッカー教室	2	5	日	9:00～10:00	北市川フットボールフィールド
		11	土		
	3	4	土	8:30～9:30	
		11	土		
ラグビー教室	2	4	土	11:30～13:30	北方多目的広場
	3	4	土		
		18	土		
フットベースボール教室	2	4	土	14:00～16:00	北方多目的広場
	3	4	土		
		18	土		
ウォーキング教室	2	9	木	9:00～12:00	※集合場所 北市川フットボールフィールド
		23	木		
	3	9	木		
		23	木		
合計	22回				

※会場の都合などにより開催日などの変動がある場合がありますので、ホームページにてご確認ください。

2. 講習会

事業名	月	日	曜日	時間	会場
救急救命講習会	2	4	土	9:30～12:30	大野公民館 多目的ホール

3. 会議

事業名	月	日	曜日	時間	会場
運営委員会	2	8	水	18:30～	大野公民館
		22	水		
	3	8	水		
		22	水		

平成28年度 予算(案)

収入の部

単位:円

科目	金額	備考
繰越金	162,214	
登録手数料	30,000	1,000 円* 30 名
保険料	38,500	スポーツ安全保険料
中学生以下	8,000	800 円* 10 名
高校生～64歳	18,500	1,850 円* 10 名
65歳以上	12,000	1,200 円* 10 名
補助金	1,000,000	市川市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金
合 計	1,230,714	

支出の部

単位:円

科目	金額	備考
運営費		
教室用備品費	200,000	テニスホール・サッカーホールなど各教室備品
会場使用料	21,600	@5,400円*4回
管理費		
事務用備品費	350,000	パソコン2台、プリンター、電話機、FAXなど
消耗品費	100,000	事務用品、コピー用紙、インクなど
通信費	50,000	切手、ハガキなど
広告宣伝費	50,000	ホームページメンテナンス料
保険料	38,500	スポーツ安全保険料
振込手数料	10,000	
その他	300,000	一時借入金返還
予備費	110,614	
	1,230,714	